

川崎市告示第491号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の2第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年8月20日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 t o n a r a	ひまわり児童デイサービス武蔵中原	神奈川県川崎市中原区上小田中 5 ー 4 ー 2 パークサイドビル 1 F	放課後等デイサービス	令和 8 年 1 月 1 日	1455200855